令和　　　年　　　月　　日

様式第１号（第４条関係）

ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する（当初・変更）計画書

川西市上下水道事業管理者　宛

申請者　住　所

（使用者等）氏　名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（※本人による自著であれば、押印不要）

(TEL)

川西市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第４条の規定により提出します。システムの設置、維持管理等については、同要綱及び公益社団法人日本下水道協会の「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」に沿って適正に行い、また、下記確認事項について承認します。

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所（建物名称） |  |
| 指定工事店 | （住所）（名称）（電話） |
| 販売者 | （住所）（名称）（電話） |
| 維持管理業者 | ディスポーザ部 | （住所）（名称）（電話） |
| 排水処理部 | （住所）（名称）（電話） |
| 規格適合評価書 | 規格適合取得者名 | （住所）（名称）（電話） |
| 評価番号 |  |
| 適合年月日 |  |
| 製品等の名称 |  |
| 処理方式 | □　生物処理タイプ　　　□　機械処理タイプ |
| 設置数量 | ディスポーザ部 | 　　　　　　　　　 　　　　　 個 |
| 排水処理部 | 基（生物処理タイプのみ） |
| 計画人員等 | 計画人員 | 人（生物処理タイプのみ） |
| 計画生ごみ量 | kg/日（生物処理タイプのみ） |
| 計画汚水量 | m3/日（生物処理タイプのみ） |
| 計画処理（放出水）水質 | 機械処理タイプの場合 | BOD　 　　　　　 600　mg/l未満SS　　　 　　　　400　mg/l未満n-ﾍｷｻﾝ　　　　　　70　mg/l以下 |
| 生物処理タイプの場合 | BOD　 　　　 　　300　mg/l未満SS 　　　　　　　300　mg/l未満n-ﾍｷｻﾝ　　　　　　30　mg/l以下 |
| 維持管理頻度 | 保守点検管理 | 仕様書、維持管理要領書のとおり |
| 汚泥清掃 | 仕様書、維持管理要領書のとおり（生物処理タイプのみ） |
| 乾燥ごみ等取出 | 仕様書、維持管理要領書のとおり |
| 排水配管部清掃 | 仕様書、維持管理要領書のとおり（生物処理タイプのみ） |
| 流出水水質検査 | 1回以上/年（生物処理タイプのみ） |

Ⅰ　添付書類

（1）規格適合評価書及び認証書の写し、又は適合評価書の写し

（2）維持管理業務委託契約書の写し、又は維持管理業務委託契約確約書（様式第2号）（申請時において維持管理契約を締結していない場合）

（3）システムの仕様書、構造図、工程図、その他図面、パンフレット等資料

（4）排水設備設計図（ディスポーザから排水処理部までの配管図面）

（5）性能基準（案）に基づく設計計算書、算定根拠（生物処理タイプの場合）

（6）性能基準（案）に基づく維持管理要領書（点検項目、頻度及び処理水質基準等維持管理に必要な事項が記載されていること）

（7）その他管理者が必要と認めるもの

Ⅱ　確認事項

（1）当該システムの維持管理に関して、管理者の指示に従います。

（2）当該システムから発生する汚泥又は乾燥ごみ等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、適正に処理します。

（3）当該システムの使用にあたり公共下水道に影響を及ぼす事故や故障が発生したときは、必要な措置を講じるとともに直ちに管理者に報告し、その指示に従います。

（4）当該システムについて、計画書、仕様書、図面、維持管理要領書その他維持管理に関する資料等を適正に保管し、また保守点検等を行った維持管理データを3年間保管します。管理者からその資料等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

（5）管理者が下水道法（昭和33年法律第79号）第13条に基づく立入調査を行う場合は、その調査に協力します。

（6）当該計画書の内容に変更がある場合は、ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する変更計画書（様式第１号）を提出します。

（7）当該システムを譲渡等する場合は、譲受人に対してこの要綱に定める使用者等の義務等について説明し、システムに関する資料を引き継ぎ、ディスポーザ排水処理システム承継届（様式第3号）に最新の維持管理業務委託契約書の写しを添付して、管理者に提出します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　日

様式第２号（第４条関係）

川西市上下水道事業管理者　宛

申請者　住　所

（使用者等）氏　名 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（※本人による自著であれば、押印は不要）

(TEL)

維持管理業務委託契約確約書

　この度、川西市下水道条例第4条第1項の規定に基づく排水設備等工事計画確認申請書を提出するにあたり、川西市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第４条の規定に基づくディスポーザ排水処理システムに係る維持管理業務委託契約書の写しを提出することができません。

つきましては、ディスポーザ排水処理システムに係る維持管理業務委託契約締結までの間、川西市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱に則り、申請者（使用者等）が責任をもって維持管理を行い、また維持管理業務委託契約が締結出来次第、速やかに維持管理業務委託契約書の写しを提出することを確約します。

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所（建物名称） |  |
| システム名称 |  |

※ 維持管理業務委託契約(書)について

① 書式は、特に定めない。

② 維持管理契約は、規格適合評価書に記載の維持管理業者と実際に利用する使用者等が締結すること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　日

様式第３号（第９条関係）

川西市上下水道事業管理者　宛

届出者　住　所

（新しい使用者等）氏　名

(TEL)

ディスポーザ排水処理システム承継届

　ディスポーザ排水処理システムを有する建築物等の譲渡、貸付等がありましたので、川西市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第９条第２項の規定に基づき、届出ます。

　また、下記確認事項について承認します。

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所（建物名称） |  |
| システム名称 |  |
| 維持管理業者 | ディスポーザ部 | （住所）（名称）（電話） |
| 排水処理部 | （住所）（名称）（電話） |

確認事項

（1）当該システムの維持管理に関して、管理者の指示に従います。

（2）当該システムから発生する汚泥又は乾燥ごみ等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、適正に処理します。

（3）当該システムの使用にあたり公共下水道に影響を及ぼす事故や故障が発生したときは、必要な措置を講じるとともに直ちに管理者に報告し、その指示に従います。

（4）当該システムについて、計画書、仕様書、図面、維持管理要領書その他維持管理に関する資料等を適正に保管し、また保守点検等を行った維持管理データを3年間保管します。管理者からその資料等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

（5）管理者が下水道法（昭和33年法律第79号）第13条に基づく立入調査を行う場合は、その調査に協力します。

（6）当該システムの内容に変更がある場合は、ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する変更計画書（様式第１号）を提出します。

（7）当該システムを譲渡等する場合は、譲受人に対してこの要綱に定める使用者等の義務等について説明し、システムに関する資料を引き継ぎ、ディスポーザ排水処理システム承継届（様式第3号）に最新の維持管理業務委託契約書の写しを添付して、管理者に提出します。